

# お知らせ なんたん

新南丹市  
電話 0771-68-0001

第90号(3の2)平成21年10月9日発行

## 不妊治療助成金申請について

南丹市では、子どもを希望しながらも恵まれないため、不妊治療を受けている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成しています。

●**対象者** 南丹市に住所を有し、京都府に1年以上居住している夫婦。各種医療保険に加入している方(婚姻の届け出はしていないが、事実上婚姻関係にある男女を含む)

●**給付対象治療** 不妊治療のうち、保険適用のある治療(府外の医療機関での治療も対象)。※診断のための検査は助成対象外になりますのでご注意ください。

### ●助成金額

①保険診療に係る被保険者負担額の2分の1(ただし、医療保険法の規定による保険者、共済組合の規約、定款、運営規則などで、不妊治療に要する費用に対して給付がなされる場合には、その額を控除する)

### ②助成限度額

<平成21年3月31日受診分まで>

1年度につき3万円(夫婦双方が不妊治療を受けている場合は、それぞれ3万円)

<平成21年4月1日受診分から>

1年度につき5万円(夫婦双方が不妊治療を受けている場合は、それぞれ5万円)

③助成期間、助成回数に制限はありません。

●**申請方法** 不妊治療助成金交付申請書と医療機関証明書を健康課、各支所健康福祉課窓口まで提出(郵送可)してください。不妊治療助成金交付申請書と医療機関証明書は、健康課、各支所健康福祉課に備え付けています。申請は診療日から起算して1年以内に行ってください。

◇問合せ先 健康課 TEL (0771) 68-0016

## 特定不妊治療費助成申請について

京都府では、体外受精および顕微授精を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療に要した費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。この度、国の緊急経済対策により1回の治療につき助成金額の限度額が10万円から15万円に増額されました。

●**対象** 平成21年4月以降に申請された方

(平成21年4月1日～平成22年3月31日の間に治療を終了される方)

●**申請期限** 平成22年3月末

◇申請・問合せ先 健康課 TEL (0771) 68-0016 または南丹保健所 TEL (0771) 62-4751

## 11月の母子保健事業日程表

日程	事業名	対象(月齢など)	場所
11月6日(金)	乳児後期健診	平成20年12月生	園部保健センター (こむぎ山健康学園)
11月9日(月)	2歳5カ月児健康相談	平成19年5月生	
11月13日(金)	乳児前期健診	平成21年7月生	
11月16日(月)	母親教室	妊婦	
11月20日(金)	3歳5カ月児健診	平成18年5月生	日吉保健センター (はーとびあ)
11月25日(水)	離乳食教室	生後4カ月～1歳ごろの乳児と保護者	
11月26日(木)	1歳8カ月児健診	平成20年2月1日～平成20年3月3日生	園部保健センター

※対象の方には個別に案内・問診票を郵送します。

なお、平成21年度南丹市母子保健事業案内(年間の行事予定表)で、1歳8カ月児健診の対象者に誤りがありました。上記が正しい対象者となりますので、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

◇問合せ先 健康課 TEL (0771) 68-0016

## 『振り込め詐欺』にご注意ください!

南丹市においても巧妙で悪質な「振り込め詐欺」や「架空請求」が発生しています。不審な電話や身に覚えのない請求はがきなどが届いたら一人で悩まずご相談ください。

◇消費生活相談窓口 商工観光課 TEL (0771) 68-0050

## 子育て応援特別手当(平成21年度版)について

国の経済危機対策として不況下の子育て世代を支援するため、平成21年度に限り、子育て応援特別手当(平成21年度版)が支給されます。

●**支給対象** 生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの子ども

●**支給先** 対象となる子どもがいる世帯の世帯主

●**基準日など** 平成21年10月1日において、南丹市の住民基本台帳に記録、外国人登録原票に登録(短期滞在の在留資格を除く)されている方

●**支給額** 対象となる子ども1人につき36,000円

●**申請方法** 12月中旬以降に該当世帯に申請書を送付します。詳細は随時お知らせします。

### <DV被害者事前申請>

DV被害に遭われ、いろいろな事情でどうしても南丹市(実際の居住地)に住民登録できない方の子育て応援特別手当(平成21年度版)の事前申請を受け付けます。事前申請をされると、住民登録をされている市区町村へ連絡し、本手当の支給対象者を世帯主からDV被害者の方へ変更します。DV被害者の方は、10月30日(金)までに必ず事前申請を行ってください。

### ●事前申請に必要な書類

①事前申請書(子育て支援課に備え付けています)

②DV被害者であることが確認できる書類(配偶者暴力相談支援センターの発行する証明書、婦人相談所の発行する証明書、保護命令決定書の謄本)  
※対象となる子どもについても記載されていることなどがが必要です。

③振込口座の通帳の写し

●**申請方法** まずは、市役所本庁2号庁舎1階子育て支援課に連絡してください。

◇問合せ先 子育て支援課 TEL (0771) 68-0017

## 南丹市地域健康づくり支援事業の実施団体を募集します

南丹市国民健康保険では、「地域の中で健康で自分らしい生活習慣を見つけ出し、生涯にわたって健康で、充実した暮らしが送れる地域づくり」を目指すため、地域の組織を中心にした取り組みを支援する「南丹市地域健康づくり支援事業」を実施します。支援事業に参画される地域組織を募集しますので、下記の要領で応募ください。

●**対象組織** 南丹市内の地区や団体、サークル等(概ね30歳から65歳の方で構成される組織)

●**対象人数** 20～40人 ●**実施期間** 11月下旬～平成22年3月

●**実施内容** 取り組んでいただく団体から健康について“知りたいこと”、“やってみたいこと”などの提案をお聞きした上で進めますが、例としては、以下のようになります。

(例)・みんなでがんばるダイエット教室

(週1回、運動不足解消の日と月に1回の栄養改善料理講習会)

・ヘルシー野菜で美肌教室

(地元野菜をたくさん摂る方法の講習会と循環を良くするための運動指導の日の組み合わせ)など

●**支援内容** 実施団体等が事業を実施するための相談、支援、(講師派遣)などを行います。

※個人での申し込みはできません。

※申し込み多数の場合は面談により決定します。

●**申込方法** 10月30日(金)までに申込用紙を下記申込・問合せ先に提出してください。申込用紙は、国保医療課に備え付けています。

◇申込・問合せ先 国保医療課 TEL (0771) 68-0011

## 人権教育講座第3講を開催します

7月から実施している平成21年度南丹市人権教育講座の第3講を下記のとおり開催しますのでお気軽に受講いただくようお知らせします。

●**日時** 10月16日(金)午後7時30分～9時

●**場所** 日吉町生涯学習センター「遊youひよし」ホール

●**講師** 佛教大学文学部人文学科教授 田中典彦氏

●**演題** 「人権の現代的課題 ～三つのたからもの～」 ●**受講料** 無料

●**対象** 南丹市内在住、在勤、在学の方など ●**その他** 事前申込は不要です。

◇問合せ先 社会教育課 TEL (0771) 68-0057

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。